

## 宮城学院情報の公開及び開示に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、学校法人宮城学院（以下「本学院」といい、本学院が設置する学校を含む。）が保有する情報の公開及び財産目録等の開示に関し必要な事項を定めることにより、本学院の運営及び教育研究等の諸事業に係る社会的説明責任を果たすことを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程で掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「公開」とは、本学院が有する情報を容易に閲覧できるような方法で公表することをいう。
- (2) 「開示」とは、この規程に定める閲覧請求手続に基づき、閲覧を請求した者に対して情報を示すことをいう。

(公開する情報)

**第3条** 本学院は、次の各号に掲げる情報を、ホームページ等を通じて広く社会に公開する。

- (1) 法人及び学校の基本的情報
  - (2) 経営及び財務に関する情報
  - (3) 監査に関する情報
  - (4) 寄附行為
  - (5) 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいい、個人の住所に係る記載の部分を除いたもの。以下同じ。）
  - (6) 役員の報酬等の支給基準に関する情報
  - (7) 教育研究活動に関する情報（卒業の認定・教育課程の編成及び実施・入学者の受入れに関する三つの方針を含む）
  - (8) 評価に関する情報
  - (9) コンプライアンス等に関する情報
  - (10) 学生・生徒の活動に関する情報
  - (11) その他社会一般に公開することを理事会が承認した情報
- 2 前項各号により公開する情報の細目は、別表のとおりとする。

(開示する書類)

**第4条** 本学院は、寄附行為及び次に掲げる書類を各事務所に備え置き、閲覧の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除いて、これを開示しなければならない。

- (1) 財産目録
  - (2) 貸借対照表
  - (3) 収支計算書
  - (4) 事業報告書
  - (5) 監査報告書
  - (6) 役員等名簿
  - (7) 役員報酬規程
- 2 前項1号から7号の書類（以下「財産目録等」という。）は、作成の日から5年間備え置かなければならない。

3 本学院は、第1項に規定する書類以外に、理事会が開示することを承認した情報について開示することができる。

(閲覧申請手続)

**第5条** 閲覧請求者は、所定の申請書に住所、氏名、閲覧を申請する書類の名称、閲覧の目的その他の必要事項を記入し、所定の手数料と本人確認書類を添えて、本学院事務局（仙台市青葉区桜ヶ丘九丁目1番1号）に提出して行わなければならない。また、代理人による申請の場合は、委任状を提出しなければならない。

2 前項の申請は、本学院の就業日の執務時間内に行わなければならない。

(閲覧申請の拒絶等)

**第6条** 本学院は、次に掲げる場合は、閲覧の申請を拒絶することができる。

(1) 所定の執務日時外の日時に申請がなされた場合その他この規程に定める手続に違反した申請である場合

(2) 本学院を誹謗中傷することを目的とする場合その他不法・不当な目的でなされた場合

(閲覧)

**第7条** 寄附行為及び財産目録等の閲覧は、本学院の就業日の執務時間内に、本学院が指定する場所において行わなければならない。

2 本学院は、正当な理由がある場合は、閲覧を申請した者の希望にかかわらず、閲覧の日時を指定することができる。

(閲覧の停止又は禁止)

**第8条** 職員は、寄附行為若しくは財産目録等を閲覧し、又は閲覧しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

(1) 寄附行為若しくは財産目録等を汚損若しくはき損し、又は指定された閲覧場所以外の場所に持ち出そうとするとき。

(2) 係員の指示に従わないとき。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。

(4) その他この規程に違反したとき。

(実施細則)

**第9条** この規程に定めるほか、この規程を実施するために必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

**第10条** この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

1. この規程は、2020年4月1日から施行する。

2. 学校法人情報公開に関する規程（2012年4月1日制定）は廃止する。

別 表

法人及び学校の基本的情報	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 建学の精神</li><li>・ 沿革</li><li>・ 事業目的及び主な事業内容</li><li>・ 設置する学校、学部、学科等（組織構成、入学定員、収容定員、入学者及び在籍者数を含む）</li><li>・ 教職員の人数</li><li>・ 主な施設・設備の整備状況</li></ul>
--------------	--

経営及び財務に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書</li> <li>・事業報告書</li> <li>・財産目録</li> <li>・貸借対照表</li> <li>・収支計算書（資金収支計算書及び事業活動収支計算書）</li> <li>・学生生徒等納付金額</li> </ul>
監査に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監事の監査報告書</li> <li>・公認会計士又は監査法人による監査報告書</li> </ul>
寄附行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附行為</li> </ul>
役員等名簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員（理事及び監事）及び評議員の定数，人数及び氏名</li> </ul>
役員の報酬等の支給基準に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城学院役員の報酬等に関する規程</li> </ul>
教育研究活動に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学等の学則</li> <li>・大学等の教育方針</li> <li>・大学等の教育研究上の目的及び基本組織</li> <li>・大学等の教員組織及び教員数並びに各教員が保有する学位，業績等</li> <li>・大学等の入学者に関する受入方針及び入学者の数，卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況</li> <li>・大学等の授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画</li> <li>・大学等の学修の成果に係る評価の基準及び卒業又は修了認定に当たっての基準</li> <li>・大学等の校地，校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境</li> <li>・大学等が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援の状況</li> <li>・大学等の国際交流の制度と状況</li> <li>・研究倫理，研究活動規範等に関する規程</li> </ul>
評価に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学等の自己点検・評価報告書</li> <li>・認証評価の結果及びその対応についての報告書</li> </ul>
コンプライアンス等に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス管理規程</li> <li>・研究倫理</li> <li>・ハラスメント防止の取り組み</li> <li>・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画</li> <li>・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画・いじめ防止基本方針</li> </ul>
学生・生徒の活動に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生等の在籍状況</li> <li>・課外活動団体の活動状況</li> <li>・奨学金及び授業料減免等の修学支援制度の概要及び規程</li> </ul>
ディスクロージャー（本学院がステークホルダーに自らの情報を公開すること）に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城学院情報の公開及び開示に関する規程</li> </ul>